

学習評価ワーキンググループ意見発表資料

高松市教育委員会
 教育長 藤本泰雄

1 基本として考えたいこと

(1) 学習評価をすることの目的・・・①と②の両方を満たす評価

① 子どもに還元できる評価

子どもが自らの学習状況を客観的に把握でき、今後の学習の方向性を見出せる評価

② 教師が授業改善できる評価

教師が自らの指導方法と子どもの変容を把握でき、今後の授業改善に資する評価

(2) 仕組みの改善点

① 公簿でない「通知表」と、公簿の「指導要録」の一体化

(1) を満たすためには、子どもに評価を還元する「通知表」と、指導に必要な記録である「指導要録」を一体化（連動）し、子ども自らの伸びへの試みとそのための教師の支援を同方向にする＝校務支援システムの活用による業務の効率化

② 評価を容易にするための授業改善

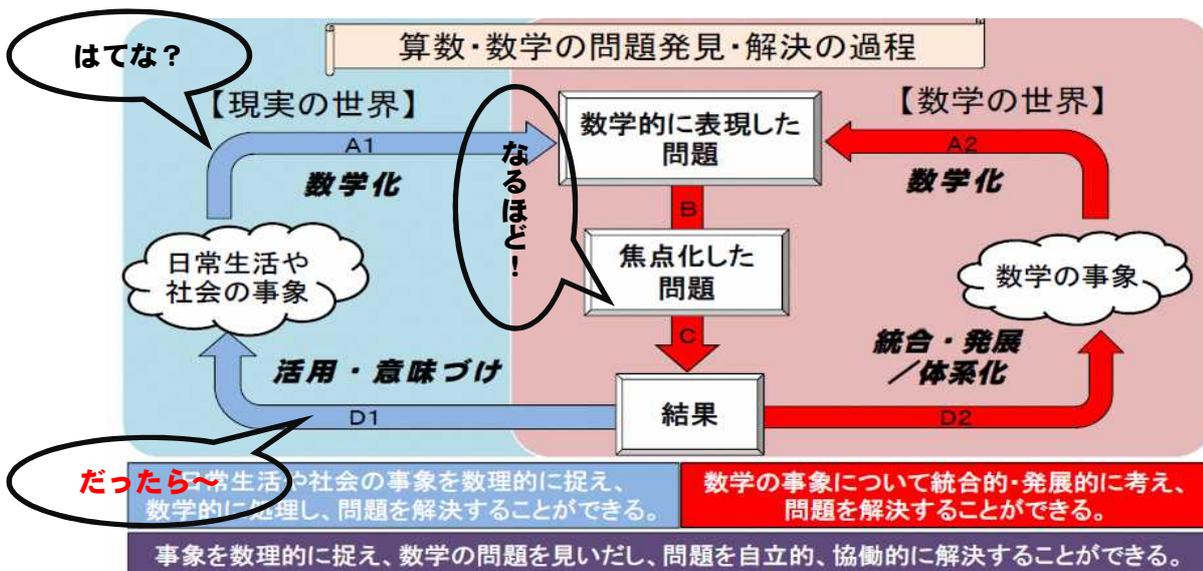
教師の評価があつてこそその子どもにとっての学習の成果であることから、日常的に容易に評価ができるような、評価を意識した授業方法や環境を構成することで、授業を子どもが主体となって取り組むものに改善する。＝指導と評価の一体化

2 観点別児童生徒の学習評価について

(1) 今回の改訂では、「知識」は個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、社会の中で生きて働く知識を含むと整理されており、このような知識の概念的な理解をどのように評価するか。

① 知識を単なる「詰め込みの知識」ではなく、「生きて働く知識」として理解しているかを評価するには、得られた知識（結果）を活用していく過程を評価する必要がある。

算数・数学の解決の過程に特化して考えると（下図）、D1 の活用・意味づけの部分の評価していく。「だったら、この知識はこれにも使えるかな」「だったら、前の問題のここはこの知識を使うと簡単になるんだな」など、知識を再構成しているかどうかを評価する。そのためには、得られた結果を使うための練習問題を解く、得られた知識をグループでどのように使うか吟味するなどの場を設け、評価する。



※各場面で、言語活動を充実
 ※これらの過程は、自立的に、時に協動的に行い、それぞれに主体的に取り組めるようにする。
 ※それぞれの過程を振り返り、評価・改善することができるようにする。

② 「知識」は個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、社会の中で生きて働く知識を含むなら、知識が生きて働いた成果を追求することを課題とする学習を構成し、評価する必要がある。

そうした評価方法として、パフォーマンス評価を取り入れる。パフォーマンス評価は、パフォーマンス課題とルーブリックにより構成される。パフォーマンス課題とは、学習者のパフォーマンスによって、高次のより概念的な理解を評価しようとする課題であり、より複雑で現実的な場面や状況で知識・技能を使いこなすことを求める課題である。

ルーブリックとは、どのような力をどの場面で評価するのかをあらかじめ決めておき、どの程度できれば目標に達したと見なすのか、その到達レベルを設定した評価指標である。

【パフォーマンス評価の成果】

- ・ 子どものゴールの姿が具体的にになり、指導計画に役立つ
- ・ 評価基準を示すことで、指導の目的が明確になる
- ・ 何が期待され、高く評価されるかを子どもに示すことができ、教師と共有できる
- ・ 授業研究の視点が明らかになり、授業改善に役立つ

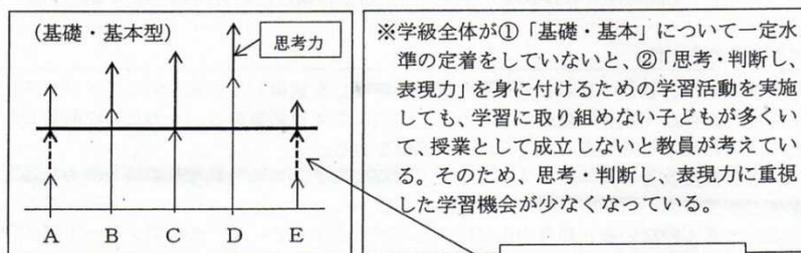
(2) 「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」をどのような方法で評価するか。

① 「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」を評価するためには、「思考・判断・表現」を重視した授業をすることが必要であり、それに向けて授業改善をしていく必要がある。教師はともすれば、基礎・基本の知識が定着していないと思考力を伸ばすことができないと考えがちだが、知識・技能は子どもたちが学習する過程において重要性を認識し、それを再構成して使用することで主体的な定着ができると考える。そのためには、すべての子どもがそれぞれの観点や力量に応じて必死で考え、取り組んでいる授業を目指す必要がある。

これは高松市において、平成28年度から始めている授業力向上研修会で模擬授業や研究討議を通して示している。(下図=H28 授業力向上研修会 資料より)

〈従来までの考え方〉

① 基礎・基本(知識・技能)の定着 → ② 思考・判断し、表現する力の育成



※学習の手順

step 1 基礎・基本を活用型の学習(思考・判断し、表現する)のために一定水準まで高める。

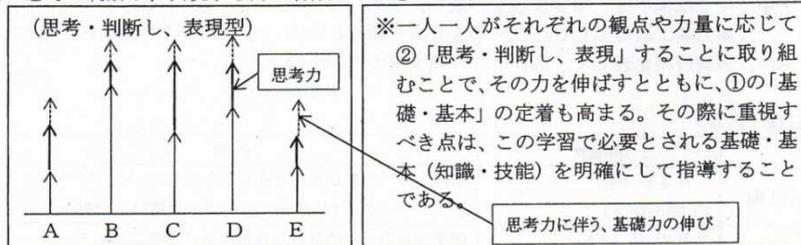
Step 2 活用型の学習に取り組むことで、思考力・判断力、表現力を高める。

※活用型学習が進展しない教員側の理由

- ・ 活用型の学習をしようと思っても、基礎・基本の定着ができていないから無理
- ・ 個人差が大きいため、基礎・基本の定着に時間がかかる。

〈授業パラダイムの転換〉

② 思考・判断し、表現する力の育成 → ① 基礎・基本(知識・技能)の定着



※学習の手順

step 1 活用型の学習(思考・判断し、表現する)を行う。

Step 2 活用型の学習に取り組むことに伴い、基礎・基本も定着する。

評価としては、主体的に取り組む態度は、すぐに知識が増えるわけでも、技能が高まるわけでもないで、学習に対する考えかたや態度・姿勢を評価する必要がある。子どもがどのように取り組んでいるか、協働作業を通して新たな発見が出来ているかなど、どのように成長しているかに視点を当てて評価する。そのためには個人内評価を重視し、子どもの変容に焦点化した評価表を作成して見取るなど、個に応じた評価が必要であると考え。

② ペーパーテストだけでは測りにくい点の改善

ア 思考を可視化・外化する工夫

「学びあい」の中で「思考の可視化」に取り組み、図やチャート、イメージ図など、見える形にしたものを評価する。

イ 思考力等を発揮する場面の設定

演技や演奏、言葉を使ったコミュニケーション活動等、表出したもので発揮された力を見取る。

ウ 思考力等を発揮した具体的な姿を、ルーブリックで示すなどの工夫

可能な限り、学習の過程での思考や判断の変移を言語化して記録し、学習した内容や自己の振り返りをレポートに記述させ、それを評価する。

③ 小単元、単元終了時における「学習の振り返り」を位置づけ評価

学びの意義（価値・有用性）、学習を通じた自己への気付き、変容や新たな疑問、課題等を自己評価する。

自己評価で大切にしたいことは、認知面と情意面が一体となった自己評価が効果的であり、自己の語り、日記、ポートフォリオ等の動的資源を繰り入れた自己内省の練習に役立つ。また、振り返りシートも役立つ。自己評価には、認知的自己評価と情意的自己評価があり、子ども自ら知識や技能をもって身に付けたり、獲得した知識や技能を積極的に生かしたりするには、情意面が基盤として、育つことが大切である。自己評価は、自分自身の学習過程について、意識化し、自己強化することを促し、自己調整を図っていくことができる。

このようなことから、単元を貫く中心表現物の作成をしていく中で、論理操作（カード、短冊、新聞、絵巻物等）や感性操作（感じ方曲線、吹き出し等）の位置付いた表現物を通して、資質・能力の内面化を図り、観点としての資質・能力を教師が見取り、評価することが大切になる。

2 多面的・多角的な学習評価について

(1) 中教審答申において指摘されているペーパーテストの結果にとどまらない多面的・多角的な評価をどのように推進するか。

① 学習評価の重要性への意識改革

言いにくいことだが、これまで学習評価は、どちらかという評価のための評価であり、最初に、「基本として考えたいこと」で述べたように、次の学習の方向性を示すものや授業改善の視点は、日常的には、やや疎かにされてきたのではないだろうか。

今後は、評価あつての学習指導だと考え、評価を最初に考えるぐらいの評価の重要性への意識改革が必要である。そうであるならば、学習中であっても、常に評価を意識し、ペーパーテストの結果に留まらない多面的、多角的な評価を日常に推進できるようになると考える。

② 複数の教員等による指導体制を活用した評価

昨今の授業には、多くの教員等が一つの教室に入り、それぞれの立場で指導にあたっている。主としての指導者は、チームティーチングであれば T1 と呼ばれる教師が主たる評価者であろうが、教室に入っているすべての指導者が評価にあたるようにする。

当然に、教員免許を有する交流学級への引率者である特別支援学級の教員はもちろんのこと、指導員やサポータ等、教員免許を有しない者からの情報も、主たる指導者の確認によって評価となるようなシステムを構築し、可能な限り多くの目で評価を行う。

- ③ 多面的、多角的に児童生徒を評価するためには、日常の子供の実態を教師がしっかり把握する必要がある。学習態度やノート記録、またワークや日記等、児童生徒を評価する材料はたくさんあるが、なかなかそれが実現化できていない現状がある。理由としては、次の2点に集約されると考える
- ・教師の多忙感
 - ・日々の見取りを評価する指標やその習慣化
- 多面的な評価を推進していくためには多忙感からの脱却と教師の意識改革が重要であると考える。

3 効果的・効率的な学習評価の在り方について

(1) 教員にとって過度な負担とならないような手立て、評価の方法をどのように講じるのか。

- ① 年度当初もしくは、学期初めに学年団において重点評価観点・評価方法を話し合い、評価基準（いつ・どのように行うかまで）を簡潔に、決して煩雑にならないように決定しておく。できれば、単元における指導過程とともに、具体的な学習評価の方法を示したものと参考になる。

こうすることで、本単元で何を重点的に指導し評価するかが焦点化された形で若年教員にも理解できる。評価の目的は、児童生徒の学習成果を評価することで、次の指導に生かすことであるから、評価したことが、評定に反映し、児童生徒や保護者に本意が伝わることが重要である。

- ② まずは児童生徒の見取りの毎日記録することから始めることが大切である。どんな些細なことでも毎日メモしておくことで教師自身の評価の目も育つであろう。また見取れていない児童生徒にも気づくことで全体を見通す力も育つと考える。毎日全員を見取るのではなく、負担のない範囲で記録していくことが大切だと考える。

- ③ 評価のICT化をより一層進めることが急がれる。本市では、すでに通知表と指導要録が連動して作成できるようにしているが、教員からは、指導要録の作成に大幅な時間減が達成できているとの報告がある。

指導要録については、「特記事項なし」という記載が転入児童生徒の要録に見られることがあるが、最初に述べたように、指導に必要な記録であるからには、適切な記述が求められる。さらに、開示ということも想定すれば、すでに保護者に通知済みの通知表と連動することが考えられる。

さらに、これまで以上に、学習中や日常の子どもの記録が評価に重要な資料となることから、こうしたデータの蓄積や分類、分析には評価のICT化をさらに進めていきたい。

- ④ 若年教員の急増により、学習評価の視点における教員相互の共通理解は、非常に重要であることを実感している。初任者研修をはじめ、学習指導や生徒指導等の研修の機会が充実しているが、学習評価については、学期末・学年末に集中しているのが現状である。

このことから、指導と評価は一体であることを全教員が再認識できるよう、学習指導要領改訂に伴い、社会の中で生きて働く知識とともに「何ができるようになるか」の評価の視点を明確にし、学校現場で学習指導に生かし、実践できるよう具体化して進める必要がある。

4 その他

(1) 障害のある児童生徒の学習評価にあたって、どのような配慮を行うことが考えられるか。

- ① 「効率のよい学び方は一人ひとり違う。」ということを理解して、発達に偏りがある児童・生徒に不利にならず、「強みを生かして意欲が高まる」学習評価を行う必要があると考える。

「かけ算の九九」の学習で具体的に考える。一般的に、九九カードをめくりながら、唱える学習方法がとられる。耳から入った情報（短期記憶）を繰り返して聞くことにより、長期記憶に送り込むことがねらいである。

しかし、慣れ親しんだこの方法が難しい児童がいる。①不器用なためカードをめくるのに疲れる。②言葉の認識が苦手で、聞き間違える。「にいちが2」、「にしちが2」③視覚情報からの方が、覚えやすい。(●● ●● ●● → $2 \times 3 = 6$) などである。つまり、九九が覚えられない背景に、子どもの何らかの機能不全や認知特性により、一般的な学習方法を無理強いされると無駄に疲れさせてしまっている状況があるかもしれない。「効率のよい学び方は、一人ひとり違う」という視点がなければ、①九九カードをめくろうともしない。→意欲が感じられない。②発音が不明瞭。→言い直しをさせる。③何度唱えても覚えられない。→テストの点がとれない。となってしまう、子どもの本当の力を引き出せないままになってしまう。

だから、障がいのある児童生徒の学習評価にあたっては、教師がいろいろな学習方法の選択肢を示し、子どもが覚えやすい学習方法を自ら自己決定できることが大切である。先ほどの例であれば、①カードをめくらず、一枚ものの九九一覧表(答えなし)を用意する。九九カードを画像化し、タブレットの画面上をスワイプしてめくる。②九九では意欲を重視し、言い間違いがあっても過度に指摘しない。③九九を唱える方法ではなく、アレイ図で隠すところを移動させたり、絵(図)付きの九九カードを使わせたりする。方法が考えられる。

特別支援学級に在籍する児童については、個別の指導計画に基づいて、児童の強みを生かした学習方法を身につけさせていくことが大切である。例えば、「図にかいたら分かりやすいな。」という自己理解ができていれば、「先生、ちょっと図の描き方を教えてください。」と適切な手助けを自ら求められるようになる。「できた」ことは、その瞬間の満足感になるが、「わかった」(内容だけでなく、自分にとって分かりやすい方法)の積み重ねが人生を豊かにする。

通常の学級に在籍する児童においても、特別支援教育のノウハウを駆使して、ユニバーサルデザインの授業を前提とした評価が求められていることがわかる。なぜなら、この度の学習指導要領の改訂では、①学びの過程で考えられる困難さの状態、②指導上の工夫の意図、③手立てが、構造的に示されたからである。例えば、国語科では、「文章を目で追いながら音読することが難しい場合には、自分がどこを読むのかが分かるよう、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、教科書の必要な箇所を拡大コピーして行間を空けたり、語のまとまりや区切りが分かるように分ち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用したりするなどの配慮をする。」とある。

テストの結果が思わしくない場合には、その背景にある潜在要因として、「学び方の違い」といった側面も意識して、指導と評価の一体化を図っていくことが大切であると考える。

② 障害の有無で評価のあり方が変わるわけではないが、個の実態に応じた指導と評価の整合性は問われる点である。その視点から、個々の児童生徒の障害の程度に応じた、学習内容と評価基準をあらかじめ設定しておくことが前提となる。その計画に応じた学習内容、学習過程を通じて、学習支援、学習評価を行う必要がある。

ア【特別支援学級在籍児童】でその子に応じた特別な学習内容を支援学級で実施する場合＝

イ【特別支援学級在籍児童】で通常学級と同等の学習内容を実施する場合＝

ウ【通常の学級在籍児童】で特別に支援を要する児童の場合＝

ア、イについては、支援学級での個別の指導計画に応じた学習指導や適切な評価を実施する必要がある。

ウの場合は、通常の学級における評価基準により評定を実施することから、評価方法や評価結果においては、他の児童と同等に扱う必要がある。

重要なポイントは、いずれの場合にも、個に応じた手立てや指導方法の工夫を通して、障害の程度により個の学びづらさを解消する手立てをどのように実施したかを明確にした上で、継続的に学習指導と学習評価を行うことである。そして、この点においては、保護者への説明と同意が欠かせない。

(2) 言語能力や情報活用能力など、今回の改訂で教科等横断的な視点で育成をめざすこととした学習の基盤となる資質・能力をどのように評価するか。

① 「単元構成」の中に、教科等の「関連」「統合」を位置づけ、それをもって「横断的な視点に立つ」糸口が見えてくる。その際「関連」は、「構造的な単元構成」の中に必ず位置づけ、明示することで、資質・能力（健康・安全・食、主催者、新たな価値を生み出す創造性、文化や伝統の尊重、他者と目標に向かって挑戦する力、地域創世力等）の育成に近づいていくことができるものとする。現代的な諸課題に対応する学習が単発で終わるのではなく、きちんとカリキュラムとして教育課程の中に位置づけていくことにより、そこから資質・能力の育成が始まるものとする。

② 言語能力等の資質・能力について、学年ごとの評価項目と評価基準を作成（書物等に充るもので了解）し、これについてもあらゆる教科や領域等の学習活動の中で、これについても日常的に評価を行う。

以上